

事 務 連 絡  
令 和 4 年 6 月 30 日

各 都道府県  
市 町 村 放課後児童健全育成事業 ご担当者 様

厚生労働省子ども家庭局  
子 育 て 支 援 課

### 保護者が在宅勤務の場合における放課後児童クラブの入所決定について

日頃より、放課後児童健全育成の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議）において、放課後児童クラブにおける入所決定の在り方に関し、保護者が在宅勤務の場合に、居宅外就労と比べて入所の優先度（利用調整指数）が低くなる扱いを受けている事例があることについての是正措置を講ずるべきとの指摘がされたところです。

保護者が在宅勤務の場合における、放課後児童クラブへの入所決定については、「地域子ども・子育て支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて（令和4年5月25日現在）」において既にお示ししているところですが、在宅勤務をしている場合は、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではなく、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって、一律に点数に差異を設けること等はせず、家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で判断すべきものであり、各市町村におかれては、こうした家庭の状況等を踏まえ、適切にご判断いただくとともに、管内放課後児童クラブへの周知方お願い致します。

厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課健全育成係  
TEL:03-5253-1111(4966、4845)  
E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp